

2024（令和6）年度第5回（通算第69回）理事会（通常）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2024年9月2日（月） 18時00分～21時00分

2. 場 所：福岡国際会議場 411 会議室
および Zoom によるハイブリッド形式での開催

3. 出席理事：（代表理事）濱本正太郎、（理事）、阿部達也、新井京、石田淳、下谷内奈緒、玉田大、寺谷広司、西平等、西村弓、長谷部潤、萬歳寛之、前田直子、水島朋則、森肇志、横溝大、

以上 15 名対面参加

青木節子、北澤安紀、森田章夫、山田哲也

以上 4 名、Zoom により参加

（※森田章夫は、報告事項第 5 号議案より参加、石田淳および山田哲也は、報告事項第 6 号議案より参加）

出席監事：都留康子、真山全、以上 2 名、Zoom により参加

陪席：竹内真理、平野実晴（事務補佐）、以上 2 名対面参加

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 評議員会開催、評議員・理事交代に関する件
- 2 評議員・理事の交代に伴う登記に関する件
- 3 2024 年度研究大会、傍聴者、出版社出展に関する件
- 4 ニュースレター発行に関する件
- 5 アジアカップ 2024 の開催に関する件
- 6 外国学会との今後の研究交流に関する件
- 7 東京国際法セミナー開催に関する件
- 8 エキスパートコメントに関する件
- 9 研究大会の開催方法に関する件
- 10 その他

2) 議決事項

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 委員会委員の任命に関する件 |
| 第 2 号議案 | 名誉会員の推薦に関する件 |
| 第 3 号議案 | 2024 年度補正予算に関する件 |
| 第 4 号議案 | 2024 年度（第 127 次）研究大会開催に関する件 |
| 第 5 号議案 | 2025 年度（第 128 次）研究大会に関する件 |
| 第 6 号議案 | 国際法外交雑誌第 123・124 巻の編集状況に関する件 |
| 第 7 号議案 | 日弁連「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」後援に関する件 |
| 第 8 号議案 | 小田滋賞規程改正の件 |
| 第 9 号議案 | 新入会員の承認に関する件 |
| 第 10 号議案 | 会員総会における報告事項と報告者に関する件 |
| 第 11 号議案 | その他 |

5. 議事要旨

開催に先立ち、定款第41条第1項および第2項にもとづき、議決に加わることのできない議長を除く15名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名以上）が出席していることが確認された。続けて、前回2024（令和6）年度第3回理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。また、理事会（電磁式：2024年8月21日議決）の議事録は、すでに議決の報告とあわせてメールで送付していることから、そちらについても併せて確認が行われた。

1) 報告事項

1 評議員会開催、評議員・理事交代に関する件

濱本代表理事より、①国際法局長と国際法課長の交代に伴い、評議員と理事の交代の提案に係る理事会（電磁式）の提案を8月21日（水）に決議し、当該提案が評議員会（電磁式）にて8月29日（木）に決議されたこと、②この評議員会の決議により、御巫智洋前国際法局長に代わり、金井正彰現国際法局長が評議員に就任し、大平真嗣前国際法課長に代わり、長谷部潤現国際法課長が理事に就任することになった旨が報告された。

2 評議員・理事の交代に伴う登記に関する件

萬歳事務局長より、評議員・理事の交代に伴う変更登記は、現在、司法書士事務所を通じて行っていること、議決日から2週間以内に登記が完了する見込みであることが報告された。

3 2024年度研究大会、傍聴者、出版社出展に関する件

萬歳事務局長より、2024年度研究大会は、傍聴者24名、新入会申請者15名のうち大会参加希望者10名、出展希望者は7社であることが報告された（当初8社であったが、東信堂が出展を見合わせたため）。

4 ニュースレター発行に関する件

前田会員委員会委員長から、ニュースレター9号を大会終了後しかるべき時期に発行するとの説明があり、ニュースレター掲載記事について、情報提供の呼びかけが行われた。

5 アジアカップ2024の開催に関する件

水島前若手研究者育成委員会委員長から、アジアカップ2024模擬裁判大会が、8月27日（火）および28日（水）に成功裡に開催されたことが報告された。

6 外国学会との今後の研究交流に関する件

西国際交流委員会委員長から、報告資料にもとづき、外国学会との今後の研究交流のあり方に関する現在の議論状況について、以下の方向で検討中であるとの説明がなされた。まず今後の基本方針をこれまでの派遣型から開放型（本学会研究大会における開放セッションの設置）へと転換する。さらにこの方針を踏まえて、開放セッションの在り方について各関連委員会と調整の上検討する。また各事業の今後の実施に関しては、以下の方向で検討する。①大韓国際法学会とは従来の交流を維持、②4学会国際会議については開放セッションへの参加方式を検討、③国際法学会グローバルネットワークについては様子見、④アメリカ国際法学会については日本パネルへの派遣事業は停止する一方で今後は開放セッションへの受入の検討も視野に入れる。

以上の説明を踏まえて出席理事から、直近の研究大会への受入の可能性について質問があり、2025年度については、協定に基づき大韓民国国際法学会からの受入が確定していると

の回答がなされた。他方で 2026 年度については、4 学会国際会議の後継事業として研究大会のセッションを他学会に開放する方針であるが、まずはその方針を他学会に伝えることを議決事項に追加し、議決を得ることとなった〔第 11 号議案 その他を参照〕。

7 東京国際法セミナー開催に関する件

長谷部理事から、2024 年度の東京国際法セミナーの開催が成功裡に終了したこと、また講師・参加者の双方から前向きなフィードバックが得られたことが報告された。

8 エキスパートコメントに関する件

下谷内エキスパートコメント委員会委員長から、前回の理事会以降新たに 3 件の新規コメントを掲載したこと、および濱本代表理事からエキスパートコメントを見やすくするように HP を改善する指示があったとの報告がなされた。下谷内委員長から同委員会には予算が割り当てられていないとの指摘があり、濱本代表理事から、エキスパートコメントに限らず、予算を付ける意義のある改善であれば提案してほしいとの呼びかけが行われた。

9 研究大会の開催方法に関する件

濱本代表理事から、7 月の理事会で提出された「研究大会ハイブリッド化検討ワーキンググループ (WG) 答申書」にもとづき、研究大会の開催方法の結論を得るために、代表理事の下に研究企画委員会委員長、研究大会運営委員会委員長および事務局長から成る諮問グループを構成し、討議を開始する予定であることが報告された。

これは新たな組織を設置する案件であるため、議決事項に追加し議決を得ることとなった〔第 11 号議案 その他を参照〕。

10 その他

濱本代表理事から、以下について報告がなされた。

- (1) HP の代表理事挨拶を更新したこと。
- (2) HP の英語ページを更新したり充実させたりする必要があるため、関連の委員会には既に依頼を始めていること。
- (3) 「特別会員」につき、不文の慣行として続けられてきた経緯と、その内容を変更せず何らかの形で明文化する必要につき事務局で検討すること。

2) 議決事項

議決事項の審議に先立ち、濱本代表理事から、第 1 号議案の今期の国際法学会幹事・委員を決議するにあたり、再入会の会員の決議を経る必要があるため、第 9 号議案から取り扱うとの説明がなされた。

第 9 号議案

萬歳事務局長から、議決資料 7 にもとづき、15 名（一般会員 8 名、学生会員 7 名）の入会を認めること、および、2 名の退会希望者、7 名の会員種別変更が提案された。なお、一般会員と学生会員の内訳に変更がある可能性が指摘され、これを受けて濱本代表理事より、確認の上、修正がある場合には、後日修正版を送付するとの説明がなされた。また、濱本代表理事より、議題の都合により推薦による種別変更（一般会員から名誉会員への変更）についてはまだ承認されていないため、議決に付すのはそれを除く部分であるとの説明がなされた。

以上の留保を付したうえで、定款 41 条 1 項および会員規程 4 条 1 項に基づき、代表理事を含むすべての理事（19 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

特別会員新規登録=1名

入会申請者=15名（一般会員=8名、学生会員=7名）

退会希望者（2024年度末）=2名

第1号議案 委員会委員の任命に関する件

濱本代表理事より、議決資料1に基づき委員会委員の任命につき原案が提示された。

定款41条1項および2項ならびに52条2項、ならびに委員会に関する規程2条5項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

委員会委員の任命を原案の通り承認する。

第2号議案 名誉会員の推薦に関する件

濱本代表理事より、前例に基づき、佐藤哲夫会員、佐野寛会員、須網隆夫会員、早川眞一郎会員を名誉会員に推薦する旨の提案がなされた。

定款41条1項および2項、ならびに会員規程4条2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。これにより、第9号議案の「推薦による種別変更」についても議決されたこととなり、新入会員入会後の会員数も下記の通りとなった。なお、会員の内訳については、学生会員の数を修正する必要があるため、本議事録とともに資料の修正版を送ることとされた。

定款41条1項および会員規程4条2項に基づき、代表理事を含むすべての理事（19名）の賛成により、以下の通り議決された。

【議決事項】

原案通り、佐藤哲夫会員、佐野寛会員、須網隆夫会員、早川眞一郎会員の4氏を名誉会員に推薦する。

新入会員入会後の会員数 856名

第3号議案 2024年度補正予算に関する件

北澤会計部長より、資料に基づき、補正予算案の説明がなされた。本補正予算案には、協賛金の新設（および、それに伴う一部寄付金の協賛金への移行）、大会運営費の修正、研究成果公開費の計上にかかる修正を含む。

出席理事より、江草基金からの寄付に関する質問があり、昨年度は同基金からの寄付はないとの回答がなされた。また、原稿点検費について、昨年度の予算には論文・研究ノート20本×4時間×1500円/時=120000円が計上されていたが、実際には論文・研究ノート以外の点検も依頼しており、労働実態に即した金額は予算計上分を上回っていた。濱本代表理事より、来年度（2025年度）の予算を組む際には、労働実態に即した金額を計上する必要があるとの指摘がなされた。また今年度の決算時には、本補正予算を大きく上回る金額が計上される可能性についても指摘があった。

定款9条1項ならびに41条1項および2項、ならびに会計規程8条に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2024年度補正予算案を原案（別添）の通り承認する。

第4号議案 2024年度（第127次）研究大会開催に関する件

瀨本代表理事から、前研究企画委員会委員長としての立場で、事後とはなるが、2024年度研究大会の実施において、一部オンラインの導入の提案がなされた。急遽一部オンラインを導入した経緯について、台風の動きが読めずかつ週末をはさむ状況下でのやむを得ない判断であったことが説明された。

続けて、萬歳事務局長から、前大会運営員会委員長としての立場で、資料3-1および3-2にもとづき、研究大会の会場および参加者についての説明がなされた。今大会の参加登録者は273名（傍聴者24名、会員249名）、懇親会の参加申込者は139名であった。なお、同委員長からは、今大会の実施状況を踏まえた今後の検討課題として、①弁当の廃止、②参加費の増額（懇親会費を据え置くための対応策として）、③ホテルの予約手配の廃止（学会支援機構への事務の一元化）が挙げられた。

最後に、萬歳事務局長から、オンライン化に当たってはHP委員会に迅速に対応いただいたことに対して、また瀨本代表理事にも対応に際してご協力いただいたことに対して、謝辞が述べられた。瀨本代表理事からは、オンライン化のために特に尽力していただいた会員として、HP委員会委員の坂田会員、および前研究企画委員会幹事の越智会員に対して、謝辞が述べられた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

本研究大会の開催方法として、オンラインの導入について事後承認を得た。

第5号議案 2025年度（第128次）研究大会に関する件

森研究企画委員会委員長から、2025年度研究大会については、①個別依頼を行わず個別公募を促すという前期の方針を踏襲すること、②2日目の午前中に全体会合ではなく分科会を3つ設定すること（多様な分科会を提供し幅広い関心に応えるため）、③2日目の午後から3日目の午前・午後にかけて個別公募と依頼報告を並行して配置すること（3日目は参加者が少ないため、個別公募の主体である若手から個別公募報告を2日目に移してほしいという要望が出され、それを一部取り入れたもの）、が提案された。

また、同委員長より、2025年度の研究大会で取り上げるべき課題に関して、委員会内では、戦後秩序の危機（国連体制・自由貿易体制の危機）、国際裁判・人権の主流化・気候変動への対処におけるダイナミックな展開を検討すべきとの共通認識があり、今後これらを共通テーマに落とし込んでいく予定であることが報告された。

出席理事より、2日目と3日目の報告の振り分けに関して質問がなされ、森委員長から、2日目に個別公募を集中させることにはリスクが伴うため、2日目と3日目の両方に個別報告を配置することとし、むしろプログラムの充実により最終日の3日目まで参加者を確保する努力をする方針であるとの回答がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2025年度（第128次）研究大会において、

(1) 個別依頼を行わず個別公募を促すという前期の方針を踏襲する

- (2) 2日目の午前中に全体会合ではなく分科会を3つ設定する
(3) 2日目の午後から3日目の午前・午後にかけて個別公募と依頼報告を並行配置する
-

第6号議案 国際法外交雑誌第123・124巻の編集状況に関する件

森前雑誌編集委員会委員長から、8月刊行予定であった国際法外交雑誌123巻2号については少々遅れているが、9月中には刊行見込みであるとの説明がなされた。続いて水島雑誌編集委員会委員長から、①資料に基づき123巻3号以降の編集状況および方針が説明され、また、②123巻4号に掲載予定の「『紹介』に対する応答」の扱いについては、今後応答の希望があった場合に備えて手続きに関する注記を付すことも考えられるが、今回の掲載に対する反応を見て規程改正の要否および改正案の検討をしたいと考えており、今回は注記をつけずに掲載することを検討しているとの説明がなされた。

なお、水島委員長から、小田レクチャーを、本学会の学会誌である国際法外交雑誌ではなく他の学会の学会誌である *Japanese Yearbook of International Law* に掲載する慣行の由来について質問があり、これに対して、明文規定はないが、国際法外交雑誌は国外の読者層に限られるために *Japanese Yearbook* に掲載するようになったとの説明があった。また、同委員長から、研究大会への雑誌編集委員の出席が十分に確保できない状況で録音を活用する方法があるかとの質問があり、これに対して、現時点では研究大会記録という目的を限定した上での録音許可をとっているが、雑誌編集委員会での審査に利用するという目的を報告者に伝えて同意を得れば、録音の活用は可能であるとの見解が示された。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌第123・124巻の編集方針につき、原案の通り承認する。

第7号議案 日弁連「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」後援に関する件

森田前アウトリーチ委員会委員長から、議決資料5にもとづき、日弁連「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」の後援依頼への対応について、従来通り後援の依頼があり、人選を行っているとの説明がなされた。

定款37条1項4号ならびに41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

日弁連「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」の後援について承認する。

第8号議案 小田滋賞規程改正の件（説明：西村国際関係法教育委員会委員長）

西村国際関係法教育委員会委員長から、資料にもとづき、小田滋賞選考過程の客観性・公平性を確保し、併せて選考委員の負担を軽減するという観点から、①選考委員の増員（現行3名から「6名以内」に変更）、②選考結果の客観化（ポイント制の採用）を主たる内容とする小田滋賞規程および小田滋賞選考内規の改正案、ならびに運用案が提案された。

これに対して複数の出席理事から、選考委員を増員するだけでなく選考委員間の熟議のプロセスが必要ではないか、選考委員に決定権を付与すべきではないか、選考委員会に国際関係法教育委員会委員長が陪席するべきではないかといった意見が出された。

定款 37 条 1 項 3 号ならびに 41 条 1 項および 2 項、ならびに小田滋賞規程 7 項ならびに小田滋賞選考内規 5 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により、小田滋賞規程および小田滋賞選考内規の一部改正が、以下の通り議決された。

【議決事項】

- (1) 小田滋賞規程 5 (2) を以下の通り改正する。
「5 (2) 選考委員会は、代表理事が指名する 6 名以内の委員によって構成する。」
- (2) 小田滋賞選考内規 3 を以下の通り改正する。
「3
[(1) ~ (3) 現行通り]
(4) 国際関係法教育委員会委員長は選考委員会に陪席する。」
-

第 10 号議案 会員総会における報告事項と報告者に関する件

濱本代表理事より、2024 年度研究大会の総会においては、濱本代表理事、森研究企画委員会委員長、水島雑誌編集委員会委員長、北澤会計部長が登壇し、それぞれの所掌事務の現況の概要を報告することが提案され、承認された。

【議決事項】

議決事項なし

第 11 号議案 その他

濱本代表理事から、議決事項に追加された 2 件について審議の発議がなされた。

- (1) 研究大会の運営について 研究企画委員会委員長、研究大会運営委員会委員長および事務局長から成る諮問グループを設置することの是非
- (2) 4 学会国際会議の今後の実施のあり方

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- (1) 研究大会の運営について、研究企画委員会委員長、研究大会運営委員会委員長および事務局長から成る諮問グループを設置する。
- (2) 4 学会国際会議の今後の実施のあり方については継続審議とする。
-

以上